



東北町
上北町
小川原湖

上北町・東北町 合併協議会 だより

平成16年度
第5号
10月発行



第6回協議会の様子

第六回合併協議会

九月十六日、上北町役場三階大会議室で開催

今回の協議会では、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、各委員から活発な意見がだされましたが、意見集約に至らず、継続協議となりました。

また、「新町建設計画」（検討原案）が提案され、各委員から新たな「まちづくり」に対しての、積極的な意見がだされ、継続協議となりました。

今後は、検討原案を修正し、青森県との事前協議案として次回の協議会に提案されます。

第七回合併協議会

九月二十四日、東北町コミュニティセンター大ホールで開催

先回からの継続協議である、「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、前回と同様に意見がまとまらず、議会代表八人による第一小委員会、学識経験者八人による第二小委員会を設置し、意見集約することになり、再度継続協議となりました。

また、「新町建設計画」（検討原案）については、先回の協議会での意見を踏まえ、内容等の一部修正したものが、青森県との事前協議案として了承され、正案となるまでの継続協議となりました。

第六回協議会

協議案件九件、
確認 七件、継続 二件

協議された内容は次のとおりです。

協議事項

◎協議第二十八号 議会議員

の定数及び任期の取扱いについて（協定項目六）**継続**

議会議員の身分については、新設合併により原則として全員失職することになり、合併の日から五十日以内に設置選挙を行うこととなります。しかし、市町村合併という特殊な事情を考慮して、合併特例法では、定数特例、在任特例かのみずれかを選択することができます。今回は、各委員からいろいろなお意見を拝聴し、次回以降の継続協議となりました。

◎協議第二十九号 女性政策

事業について

（協定項目二十五―一）**確認**

「現行のとおり引き継ぎ、合併後新町において調整する。」

と提案され原案どおり確認されました。

女性政策については、男女共同参画社会法（平成十一年六月施行）の基本理念に基づき、地域の特性をいかした施策に取り組んでいきます。

合併後も、新町に引き継ぎ、男女共同参画社会づくりをしていきます。

◎協議第三十号 姉妹都市・国際交流事業について

（協定項目二十五―二）**確認**

「一、姉妹都市については、現行のとおり引き継ぎ、合併後新町において調整する。」

二、国際交流事業については、現行のとおり引き継ぎ、合併後新町において調整する。」

と提案され原案どおり確認されました。

現在二町では、姉妹都市として交流を図っている都

市はありませんが、東北町で中国江西省南昌市新建県と友好交流があります。国際交流として、二町とも小・中学生の海外派遣事業、海外視察団の受け入れなどを行っています。新町においては、現行のとおり引き継ぐとし、担当部局の一元化をします。

◎協議第三十一号 広報公聴

関係事業について（協定項目二十五―三）**確認**

「一、合併後新町において広報誌を発行する。なお、発行日、発行回数、配布方法については、合併時までに調整する。」

二、合併後新町において新たにホームページを開設する。

三、その他の広報公聴関係事業については、合併後新町において調整する。」

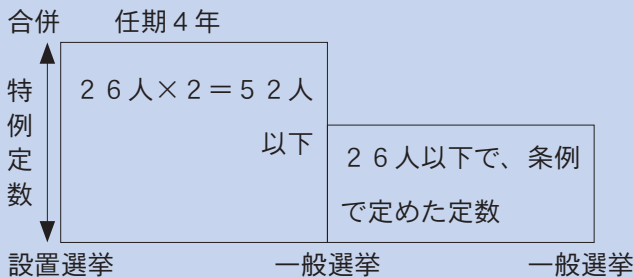
と提案され原案どおり確認されました。

二町では、様々な広報媒体を利用して、町民の皆様へ各種の行政情報を提供しています。また、それぞれ町政座談会（上北町）、まちづくりふれあいトーク（東北町）等を開催して町民の皆様のご意見・

●議会議員の特例（新設合併の場合）

○定数特例

設置選挙の際に限り、法定定数（上北町・東北町の場合26人）の2倍を超えない範囲でその議会議員の定数を定めることができる。



新町の場合

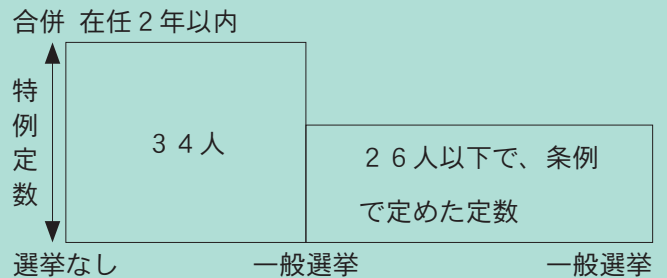
2町の人口（平成12年国勢調査）

上北町	9,929人
東北町	10,662人
計	20,591人

自治法第91条の上限定数 26人

○在任特例

旧町の議員は、合併後2年を超えない範囲で当該協議会が定める期間に限り、引き続き新町の議員でいることができる。



新町の場合

2町の現議員数

上北町	18人
東北町	16人（欠員2名）
計	34人



活発な意見がだされた

要望等を取り入れていきます。合併後も各種行政情報の提供、意見・要望等の収集活動を実施し、住民サービスが低下することのないように努めます。

◎協議第三十二号 納税関係事業について

（協定項目二十五―四）確認
「一、申告受付事務については、現行のとおり引き継ぎ、合併後新町において調整する。
二、前納報奨金、督促については、合併時までに上北町の例により調整する。
三、口座振替制度について、合併後東北町の例により調整する。」

四、単位納税貯蓄組合は、現行のとおり新町に引き継ぐ。納税貯蓄組合連合会については、合併時に再編できるように調整する。納税奨励制度（報奨金、表彰）及び納税貯蓄組合連合会補助金については、合併時までに上北町の例により調整する。」と提案され、原案どおり確認されました。

申告受付については現行のとおりとし、無申告者の取扱いは上北町の例により、対象者の通知を五月初旬に申告を受け付けることになりました。
前納報奨金、督促については、上北町の例により調整することになりました。内容は下表をご参照下さい。

◎協議第三十三号 交通安全関係事業について

（協定項目二十五―六）確認
「一、交通安全計画については、合併後新町において新たな計画を策定する。
二、交通指導員及び防犯指導員については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。
三、各種団体・組織について

では、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。
四、その他の交通安全関係事務事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において交通安全及び防犯対策の充実に努める。」と提案され、原案どおり確認されました。

二町とも交通安全対策、防犯対策事業に差異はありませんが、担当部局が違うため、新町において一元化します。

◎協議第三十四号 窓口業務について

（協定項目二十五―七）確認
「窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。」と提案され原案どおり確認されました。

二町とも窓口業務に差異はほとんどありません。合併後、新町の組織体制において調整し、住民サービスの低下を招かないよう努めるとしました。

◎協議第三十五号 新町建設計画に関することについて

（協定項目二十六）継続

新町建設計画は二町の基本構想を踏まえつつ、合併に際し、住民や議会に対して将来に関するビジョンを示すもので、合併のマスタープラン（全体の基本となる計画）となるものです。
合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この計画の策定が前提となります。
今後協議会での審議、県との事前・正式協議、住民説明会等を経て、新町建設計画として決定されます。

◎協議第三十六号 合併協定項目の追加について 確認
「合併協定項目に、二十七「地域自治区・合併特例区に関すること」を追加する。」と提案され原案どおり確認されました。

市町村の合併の特例に関する法律の改正により、新たにもつけられた「地域自治区」及び「合併特例区」の取扱いを協議することになり、協定項目を追加しました。

●納税関係事業

項目	上北町	東北町
前納報奨金	あり	
対象税目	個人町県民税 固定資産税	
交付限度額	なし	
交付率	0.8%	1.0%
全納時期	第1期限	第1期～第3期限
督促	1通につき100円	
口座振替制度	なし	あり
対象税目		町県民税 固定資産税 軽自動車税 振替手数料有料
納税貯蓄組合組合数	67組合	154組合
奨励金区分	設立奨励金 新規加入奨励金 奨励金定額割 奨励金納税割額	設立奨励金 新規加入奨励金 奨励金加入者割 奨励金納税割額
一般会計補助金	300,000円	94,000円
国保会計補助金	40,000円	70,000円

第七回協議会

協議案件八件、
確認 六件、継続 二件

協議された内容は次のとおりです。

協議事項

◎協議第二十八号 議会議員

の定数及び任期の取扱いについて（協定項目六）**継続**
各委員から様々な意見が出され、今回の協議会で、議会代表八人（第一小委員会）、学識経験者八人（第二小委員会）を設置し、意見集約するとし、次回以降の継続協議となりました。

◎協議第三十七号 町名、字名の取扱いについて

（協定項目十九）**確認**

「一、東北町の字名については、現行の「おりの」name。二、上北町の字名については、次の区分により調整する。

- （一）大字名と小字名は現行のとおりとする。
- （二）大字名、小字名以外で調整の必要があるものについては、適宜調

整する。」と修正提案され確認されました。

合併して一つの町になった場合、字名は住民登録や登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼしますので調整が必要となります。

上北町には「大字名」がありますので、上北町の「大字名」、「小字名」については現行のとおり取り扱うことにしました。

ただし、上北町の街区については、一部調整し地域に合った街区名とすることになります。

下表をご参照下さい。

◎協議第三十八号 行政区名の取扱いについて

（協定項目二十）**確認**

- 「一、二町の行政区は現行のとおり、新町に引き継ぐ。
- 二、同一の行政区名については、旧町の地区名を冠することを基本に調整す

る。

三、行政連絡員制度については、東北町の例により調整する。」

と提案され原案どおり確認されました。

二町の行政区名は現行のとおりとしますが、栄町、新町、本町が二町に同一区名があります。

東北町には地区名があるため地区名を付けて呼ぶこととなります。

◎協議第三十九号 消防防災

（協定項目二十五）**確認**

「一、災害対策本部については、新町の組織機構に合わせ、合併時に組織再編する。

二、地域防災計画については、合併後新町において新たな計画を策定する。

なお、新町の計画が策定されるまでは、旧町の計画を運用する。

三、防災行政用無線については、合併後当分の間は現行の体制を維持し、新町において周波数の統合を含め、速やかに管理運用の統合を図る。

四、災害時の応援協定等については、新町において

関係自治体等と協議のうえ調整する。

五、その他の消防防災関係事務事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において充実に努める。」と提案され原案どおり確認されました。

消防防災対策については、地域住民生活に密接に関係してきますので、引き続き新町においても管理運用していきます。

◎協議第四十号 農林水産関係事業について

（協定項目二十五）**確認**

「一、農林水産関係事業について、同一又は類似する事業は、統合又は再編を基本に、また、各町独自の事業については、継続を基本に調整する。

二、農業振興地域整備計画、農振農用地区域及び農林水産業の振興に関する各種計画については、当面の間現行のとおりとし、新町において新たに策定

●大字名、字名について

- 東北町 大字数 なし 小字数 185
今までどおりの表記
- 上北町 大字数 3 小字数 127
大字名、小字名はそのまま
例 現 上北町大字大浦字東道ノ上・・・
新 東北町大字大浦字東道ノ上・・・
それ以外の住所（街区）
例 現 上北町中央南一丁目・・・
新 東北町上北南一丁目・・・
現 上北町中央北一丁目・・・
新 東北町上北北一丁目・・・
現 上北町旭南一丁目・・・
新 東北町旭南一丁目・・・

●行政区名

- 東北町 80行政区 276班
 - 上北町 28行政区 296班
- 2町の同一行政区名

同一行政区名	上北町	東北町
栄町	栄町	乙供栄町
新町	新町	乙供新町
本町	本町	乙供本町



第7回協議会の様子

する。

三、その他の農林水産関係事務については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。」

と提案され、原案どおり確認されました。

基幹産業である農林水産業事業は、新町においても重要な産業でもあるので、各種事業、振興策等は新町に引き継ぎ、農林水産業の維持・高度化を進めることとなります。

◎協議第四十一号 商工・観光関係事業について
(協定項目二十五十七) 確認

「一、商工関係事務及び事業については、現行のとおり

り引き継ぎ、新町において調整する。

二、各種の観光イベント等事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において事業の再編、統合等について関係機関と検討する。

三、観光施設等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。」

と提案され原案どおり確認されました。

商工関係事務・事業として、企業誘致、融資制度、地場産業振興、観光等があります。

それらの事業については引き続き新町においても行われていきます。また、観光イベント等は地域の独自の取り組みがなされているので、現行のとおり引き継ぎ、新町において検討していくこととなります。

◎協議第四十二号 建設関係事業について
(協定項目二十五十八) 確認

「一、建設関係事務及び事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。

二、都市計画については、当分の間現行のとおりと

し、新町において新たな計画を策定する。

三、公園、町道、公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

四、除雪事業については、新町において新たな除雪計画を策定し効率的に実施する。

五、入札事務については、合併時まで調整する。」

と提案され原案どおり確認されました。

建設関係事業として、都市計画、道路管理・維持、除雪事業、公営住宅、入札事務等があります。

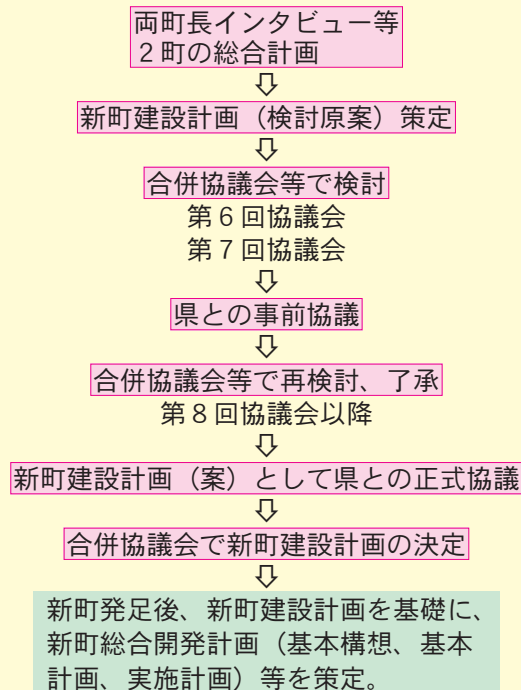
新町においても引き続き関係事業を行います。都市計画、除雪計画等を新たに策定し効率的に実施していきます。

◎協議第三十五号 新町建設計画に関するについて
(協定項目二十六) 継続

先回提案した「新町建設計画」(検討原案)を若干修正し、県との事前協議案として了承を頂きました。

今後、県による事前協議を経て、正式に協議案として県に提出し、県から同意の回答を頂き、最終的に協議会で決定していきます。

●新町建設計画策定のながれ



●2町の観光等

○観光施設

上北町	東北町
<ul style="list-style-type: none"> 小川原湖公園 キャンプ場 湖水浴場 ふれあい村 道の駅 	<ul style="list-style-type: none"> わかさぎ公園 キャンプ場 湖水浴場 みどりの大地と ロマンの森公園 スキー場 清水目ダムオート キャンプ場 日本中央の碑 歴史公園

○イベント

上北町	東北町
<ul style="list-style-type: none"> 生き活きまつり 文化の日前後 桜まつり4月下旬 へらぶな祭り大会5月上旬 夏まつり7月上旬 湖水まつり7月下旬 花火大会 秋まつり8月下旬 	<ul style="list-style-type: none"> 産業文化まつり 文化の日前後 湖水まつり7月下旬 わかさぎマラソン いかだレース 秋まつり9月中旬 たいまつ祭り 花火大会

上北町・東北町合併協議会協定項目一覧

項目区分	整理番号	協 定 項 目	提 案	確 認
基 本 目	1	合併の方式	第2回	第2回
	2	合併の期日	第2回	第2回
	3	新町の名称	第2回	第5回
	4	新町の事務所の位置	第2回	第5回
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	第3回
合併特 例法に よる特 例項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	第6回	継続
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第3回	継続
	8	地方税の取扱い	第3回	第3回
	9	一般職の職員の身分の取扱い	第3回	第3回
	10	地域審議会に関すること		
その他 必 要 目	11	事務組織及び機構の取扱い	第3回	第3回
	12	特別職の身分の取扱い	第3回	第3回
	13	一部事務組合等の取扱い	第3回	第3回
	14	条例、規則等の取扱い	第3回	第3回
	15	使用料、手数料の取扱い		
	16	慣行の取扱い	第4回	第4回
	17	公共的団体等の取扱い	第4回	第4回
	18	各種団体等への補助金、交付金等の取扱い	第4回	第4回
	19	町名、字名の取扱い	第7回	第7回
	20	行政区名の取扱い	第7回	第7回
	21	国民健康保険事業の取扱い		
	22	介護保険事業の取扱い		
	23	消防団の取扱い	第4回	第4回
	24	電算システムの取扱い	第5回	第5回
	25	各種事務事業の取扱い		
	1)	女性政策事業	第6回	第6回
	2)	姉妹都市・国際交流事業	第6回	第6回
	3)	広報公聴関係事業	第6回	第6回
	4)	納税関係事業	第6回	第6回
	5)	消防防災関係事業	第7回	第7回
	6)	交通安全関係事業	第6回	第6回
	7)	窓口業務	第6回	第6回
	8)	保健衛生事業	第5回	第5回
	9)	障害者福祉事業	第5回	第5回
	10)	高齢者福祉事業	第5回	継続
	11)	児童福祉事業	第5回	第5回
	12)	保育事業	第5回	第5回
	13)	その他の福祉事業	第5回	第5回
	14)	健康づくり事業	第5回	第5回
	15)	環境衛生対策事業	第5回	第5回
	16)	農林水産関係事業	第7回	第7回
	17)	商工・観光関係事業	第7回	第7回
	18)	建設関係事業	第7回	第7回
19)	上・下水道事業			
20)	町立学校の通学区域			
21)	学校教育事業			
22)	社会教育事業			
23)	その他の事業			
新町建 設計画	26	新町建設計画に関すること	第6回	継続
特 例 項 目	27	地域自治区・合併特例区に関すること		

第1回協議会	4月21日(水)	第6回協議会	9月16日(木)
第2回協議会	5月19日(水)	第7回協議会	9月24日(金)
第3回協議会	6月4日(金)		
第4回協議会	7月23日(金)		
第5回協議会	8月20日(金)		

協議会からのお知らせ

- 今後の協議会の開催予定
合併の調印が近づいています。
合併協議会は、随時開催しますので、合併事務局、各町の合併担当課、または下記ホームページでもご確認できます。
- 協議会は傍聴できます。
原則としてどなたでも傍聴できますが、開始15分前までに受付をお願いします。
- 会議録、会議資料は閲覧できます。
合併協議会の会議録(写)及び会議に提出された資料は閲覧できます。
閲覧場所、
・上北町役場企画課
・東北町役場企画課
・上北町・東北町合併協議会事務局
閲覧時間
午前8時30分から午後4時30分
(役場閉庁日は除く)
- 合併協議会のホームページを開いています。協議会の概要・状況、会議録等の閲覧、みなさんからのご意見をお待ちしています。
<http://www.kamikita.net.pref.aomori.jp/~gappei/>
e-mail:gappei@kamikita.net.pref.aomori.jp

編集・発行 上北町・東北町合併協議会事務局

〒039-2492
青森県上北郡上北町中央南四丁目32-484
(上北町役場内)
TEL
0176-58-2661
FAX
0176-58-2662



あとかき

最近の映画で
「One For All
All For One」
を耳にしました。
ちょっと忘れかけてた気がします。